

日本野球界における職業野球と課外活動野球の相互関係の検討

金 崎 泰 英

Abstract

The purpose of this study is to clarify the problem and its historical background in which the baseball community in Japan does not still have a domestic unification organization.

The origin of the baseball in Japan goes back to the beginning of 1870s. After that, the Shinbashi Athletics club, which was the first amateur baseball club in Japan, was formed in 1878. This means that the foundation is built to develop baseball into a full-scale team sport. And it is taken over to university baseball after the dismissal of Shinbashi Athletics Club.

While professional baseball had developed immediately from the start in the United States, it took over a half century to build up the professional baseball team form the beginning of baseball in Japan. While there are many amateur baseball organizations, the unification organization has not formed in Japan. The complication of these Japanese baseball organizations may cause trouble in training of the players or a transfer to another organization.

キーワード……学生野球 野球統制令

1. はじめに

一説によれば、野球が本格的な対外試合として初めて開催されたのは、1846年6月19日アメリカ合衆国 New Jersey 州の Hoboken であるとされている¹⁾。その後 1860年に起こった南北戦争の際、北軍南軍を問わず戦いの合間の余暇に野球を行ない、ここで初めて野球に触れた兵士も少なくなかったが、このときに野球の楽しみを味わった兵士たちが、戦争が終結した後、郷里に野球を持ち帰ったことでアメリカ全土に広く伝えられたとも言われている²⁾。

そして 1869年には最初のプロ野球チーム Cincinnati Red Stockings が結成され³⁾、各地で試合を興行として行いはじめ、これをきっかけとして 1871年に最初のプロ野球機 NAPBBP (National Association of Professional Base Ball Players) が設立された⁴⁾。

一方、ちょうどその 1870年代初頭、文明開化を目指す日本に雇われるかたちで海を渡ってきた外国人教師たちなどが、余技として学生と一緒に野球を楽しんでいた記録があり、これが日

本国内における野球の発祥だとされている⁵⁾。ただ、当初の野球の楽しみ方は、例えば 1885（明治 18）年に出された『西洋戶外遊戯法』（下村泰大編）において「打球おにごっこ」として紹介されるように、ノックの打球を追いかけたり、また子供の遊びとしての三角ベースのような様相であったりしたともされ、まだ本格的な競技としての性質を帯びるに至ってはいなかった⁶⁾。その後、1878（明治 11）年に、アメリカの本場で野球に触れてきた平岡瀨（ひろし）が帰国して、日本で最初のクラブチームとなる新橋アスレックス倶楽部を結成し、本格的なチームスポーツとして発展する礎を築く⁷⁾。ここでは揃いのユニフォームを身につけ、保健場と称する野球場を作り、アメリカからルールブックを手に入れるなど、周りとは一線を画する存在として君臨し⁸⁾、「…このチームはそれら学校の学生の教習所のような、あるいは野球の家元のような立場になり、選手の巧拙の査定は、アスレックスの野球に参加して、そこの評価で決まる状態…」⁹⁾とされるなど大きな影響を及ぼした。そして、アスレックスの解散後¹⁰⁾、第一高等学校（以下一高）を筆頭とする学生野球が台頭、さらにその野球熱は早慶を代表とする大学野球へと引き継がれた¹¹⁾。

アメリカが早々にプロ野球が発展しつつ広まったのに対し、日本では明治時代以降、学生野球を軸とした歴史を歩み、プロ野球が誕生するのは、渡来から約半世紀を過ぎた昭和に入ってからとなる。後発のプロ野球が全体組織を結成するのが 1936（昭和 11）年であるが、先に発展を遂げたはずの学生野球の組織形成は、全国中等学校野球連盟（後の全国高等学校野球連盟）が 1946（昭和 21）年、全国大学野球連盟（翌年より全日本大学野球連盟）に至っては 1951（昭和 26）年まで待たなければならない。

現在、高校野球、大学野球は日本学生野球協会に、同じアマチュアの社会人野球は日本野球連盟に所属しているが、それらを統括する上部組織は存在しない。さらに、ここへプロ野球を含めることでその関係はさらに複雑化する。組織間の複雑化は、例えばオリンピックなどの協力体制を築く際のみならず、選手の育成や組織間における選手の移籍においても、支障をきたす可能性がある。

そこで本稿では、日本の野球界発展の歴史の中心を担ってきた学生野球を中心に、社会人野球やプロ野球発生の歴史的経緯、プロとアマチュアのみならず、アマチュア野球同士においてさえも、今なお国内統一機関を持たないその歴史的背景と内在する問題について検討する。

2. 学生野球の興隆と一高野球

1877（明治 10）年、日本初の官立大学として（旧）東京大学が設立され、それにあわせ、準備機関としての東京大学予備門も設立された¹²⁾。1886（明治 19）年、予備門は第一高等中学校となり¹³⁾、その後、校友会野球部ができ、自治寮制度も成立¹⁴⁾、1894（明治 27）年、第一高等学校に改称された¹⁵⁾。

オランダの文化史家ホイジンガ (Johan Huizinga) は、遊戯の形式的特徴として、「自由な行動」「日常生活からの分離」「完結性と限定性」などをあげ、そうした仮想の世界においては、そのなかでだけで効力を発揮する固有の規則があり、それを破ることは許されず、くわえて、そうした遊戯が成立するためには、日常性から隔離され、それだけで完結した時間と空間が必要になると述べている¹⁶⁾。当時の一高の自治寮制度のなかでの野球は、そうした日常生活から分離された時間と空間を有しており¹⁷⁾、くわえて、きわめて選りすぐられた少数エリートの集団でもある当時の一高ゆえ¹⁸⁾、その根底に「強烈なエリート意識と国家主義」とされるエトスが基盤となることで、特有の価値観が醸成されたとも言われ¹⁹⁾、そうした「一高野球」の特徴として、有山は、「勝利至上主義」「精神主義」「集団主義」を挙げている²⁰⁾。

1890 (明治 23) 年 5 月には、一高で行われていた一高対明治学院の試合中にインブリー事件が起きた。これは、一高で行われていた野球の試合途中、正門ではなく垣根よりグラウンドに入った明治学院のアメリカ人教師インブリーに対し、一高の学生が暴行を加えたものであるが²¹⁾、この試合の後、「ペーすぼーる會ハ球ヲ弄スルカ為メニ非ラスシテ鬱勃タル胸中一片ノ氣ヲ球ニ托シテ外ニ表示スルノ具トナレリ²²⁾」と特筆するほど一高生の雪辱の気概を高め、明治学院への「復仇」を目的に「猛練習」を行った²³⁾。その後、明治学院には雪辱を果たし、1896 (明治 29) 年、国内初の国際試合においては、29 対 4 という大差にて一高が勝利するなど²⁴⁾、一高の覇権は 15 年ほど続いたが、進学の難易度が年々増す時代背景や、入学後の学生が学力重視に傾くなどし²⁵⁾、1904 (明治 37) 年、早稲田大学、慶応義塾に敗れることで覇権は終焉、早慶時代を迎えたとされる²⁶⁾。

なお、明治 20 年前後より東京を中心として盛んになった野球は、教師や卒業生などの手により全国的に広められ、20 年代に入ると各地の師範学校で試合が行われはじめ²⁷⁾、それに加えて、短期間に 100 校近く、全国に中学校が設置されたことも野球振興を後押しする力となり²⁸⁾、明治 30 年を過ぎると中学校や師範学校の対校試合や地方における野球の大会も開催されるようになった²⁹⁾。こうした中学校レベルの野球の普及が、後の大学野球の土台となり、そのなかでも名選手を受け入れた早稲田や慶応が台頭してきたとも言われる³⁰⁾。

早稲田大学と慶応義塾の対校戦は、1903 (明治 36) 年より始まった³¹⁾。その後、「早慶戦」として野球熱を全国に高める要因の一つとなる一方で、その過熱ぶりによる問題が表面化しはじめ³²⁾、その後対校戦の中断を経験しながらも³³⁾、1910 (明治 43) 年に明治大学野球部が誕生して、1914 (大正 3) 年より早稲田大学、慶応義塾との三大学による対校戦がはじまる³⁴⁾。その後、1917 (大正 6) 年に法政大学、1921 (大正 10) 年に立教大学、そして 1925 (大正 14) 年に東京帝国大学が加わったことにより、同年、東京大学野球連盟が設立され、東京六大学野球リーグ戦が現在の体裁を整えて発足した³⁵⁾。

また中等野球は、それまで地方レベルでの大会や対校戦が行われてきたなか、1915 (大正 4) 年に夏の甲子園にあたる第一回全国中等学校優勝野球大会 (以下優勝大会) が豊中球場で³⁶⁾、

その9年後の1924（大正13）年、春の甲子園にあたる第一回全国選抜中等野球大会（選抜大会）が名古屋市郊外の八事球場にて始まった³⁷⁾。

こうした一高野球からその後の学生野球の発展を見るにつけ、一部の「特権的エリート」としての野球から、地方の学校、そして私立大学等へ普及拡大したことによる競技の大衆化をみることができる。

また、国内の野球人気を担っていた学生野球ではあるが、所属していた選手たちは就学期間を終えると所属チームからは去ることとなる。そうした選手の受け皿として、各地でクラブチームが結成されたが、これらは公式の定期戦が行われることもなかったことから、大学でのスター選手といわれた選手たちも、卒業とともに野球から離れることが少なくなかった。

そうしたなか、かつての学生野球のスターたちを神宮球場に集め、プレーを披露する機会として開催されるようになったのが、1927（昭和2）年から東京日日新聞社主催により開催された都市対抗野球大会である³⁸⁾。都市対抗野球では、六大学を出た花形選手が毎年のように変わらぬ雄姿を見せて野球ファンを喜ばせ、こうした都市対抗野球によって、小学—中学—大学—実業団の一貫した流れが形成された³⁹⁾。

3. 野球統制令と学生野球

1932（昭和7）年、文部省が学生野球を直接統制すべく訓令四号「野球ノ統制並施行ニ関スル件」（以下、野球統制令）を発令した。明治からの学生野球の興隆を形成していった中心的存在でもある学生野球に対し、その野球人気は、「…その人気におぼれるあまり、選手の勧誘とか、大会の運営、部の管理運営などに関して非アマチュア的な傾向や教育と背馳する点がなしとしなかった。」⁴⁰⁾、「…野球界の實情は何となく日々に切迫して来るやうに感ぜられます。（中略）もはや看過する事の許されない程度の事実さへ現はれて来て居るのであります。」⁴¹⁾と言われるように弊害が目立つようになり、そうした当時の野球状況は「昭和の大弊害」とも言われた⁴²⁾。それまで学生野球は、選手やOB、マスメディアなどの民間の人々による自治で行われてきた一方⁴³⁾、全国組織が存在していなかった。そこで、学生野球側は管轄する統一組織の設立を目指したが、結果的に設立には至らず⁴⁴⁾、「全国的統制団体設置まで文部省が適当なる方法で目的達成に努力せられたし」⁴⁵⁾との最終答申により、文部省が直接学生野球を統制することになった⁴⁶⁾。

尚、この野球統制令は、学生野球の立場から見ても「学生野球界の健全な発達を期するためであって、教育的に見ても、アマチュアリズムの観点から見ても、ごく無難な内容であったと思われる…」⁴⁷⁾として、特に統制内容そのものへの不満はなかったものの、スポーツに対する官僚統制という点において学生野球関係者たちからの反発があった⁴⁸⁾。一方で、内容的には野球を行う「児童」「生徒」「学生」に対する直接的なものではなく、それを運営する側へ向けた

ものでもあり、かつ、大学および高等専門学校についてのみ大会の開催においては文部省の公認が必要であり、また年度始めにおいて事業予定や収支予算、前年度の事業概要及び収支決算について文部省への報告を義務付けていることなどから、「浄化」の対象として、「大学および高等専門学校」の「運営」に対して傾向していると言えよう⁴⁹⁾。

また、そうしたリーグ運営における「不満」に対し、野球統制令発令後の5月、早稲田大学がリーグの脱退を表明する⁵⁰⁾。そして、連盟脱退に際し、早稲田大学は以下の声明文を示した。

近時野球の一般的発達に伴い、ややもすれば弊害を生じ、現在の連盟組織を以てしては到底これを矯正し得ないと考うるが故に、わが早稲田大学野球部は、ここに卅年来の傳統的精神に生き、今日のスポーツ浄化を期せんがために断然意を決し、ここに六大学野球連盟の加盟を脱し、今日われ等は本来の目的たる学生スポーツの精神を以て心身の錬磨体育の健全なる発達を期せんと欲するもる（ママ）である。しかし乍ら従來の振興ある各大学との対校競技を行うことは、われ等の衷心より歓迎するところである⁵¹⁾。

当時の大学野球を取り巻く環境、例えば選手の勧誘においては、「學童野球の上手な少年に月謝を支拂ふ事を前提として中等學校野球部へ勧誘する選手仲買人に、月謝に小遣ひまで添へて中等野球選手をねらふ勧誘員が大學野球部から派遣される。」状況でもあり、「學童野球から六大學リーグ戦乃至その亞流リーグ戦への道はまつ直ぐに通じてみた。」とも言われた⁵²⁾。そうしたなか、リーグは中等学校の有名選手争奪の弊害を防ぐことを目的とした、「新人選手をリーグ戦一カ年間出場禁止する件」を野球統制令の前年より施行していたが、その翌年春からの統制令の実施に伴い、「文部省当局が自から争奪の監視に当る事となる」との理由で、早稲田大学以外の他5校は、早々に条項の廃棄に動いた⁵³⁾。その他、リーグ収入の分配金、寄付金、課税などの問題があったなか⁵⁴⁾、リーグの理事長と会計幹事がリーグの公金を私用に流用する具体的な事件まで発覚し⁵⁵⁾、こうした運営側の問題は、「内部の欠陥はもう爛熟し切つてみた」、「リーグ主腦者間に央ば公然と行はれてみた不正が、最早押へ切れなくなつてみた」と言われる状況でもあった⁵⁶⁾。これに対し、早稲田大学は、「純粹なる学生スポーツの精神に違背」することが多く、「学風と全く相容れざるもの」であるとしたのである⁵⁷⁾。

そして、こうした運営に携わるなか存在感を示していたのが、各大学におけるOB達であり、在学中の学生でない点も問題であるとされる⁵⁸⁾。「学生の野球であるべきものが、学生の意思を理事会に反映させず、先輩理事の意思のまにまに、学生が壟断される事は、許さるべき事⁵⁹⁾」とされるように、学生のスポーツが学生の自主によってなされることを「正論」とする立場からすれば、「六大學リーグでは逆に學生が使はれてゐる状態」であり、「各大學の先輩團が握つてゐる野球部の行政權を學生の手に取返し、學生の正しき自主の下に六大學リーグが構成されるとき、リーグは根本的に浄化」できるとする意見もあった⁶⁰⁾。

4. プロ野球の誕生

野球統制令が発令された1932（昭和7）年を跨ぐ、1931（昭和6）年、1934（昭和9）年の2回、読売新聞社は、アメリカ大リーグのオールスターチームを日本へ招待した⁶¹⁾。これまで、明治以来、艦隊や大学のチーム、数人のメジャー選手を加えたチームの来日はあったのに対し、これらは正真正銘の「全米軍」チームであったことから大々的に人気を博した⁶²⁾。

そもそも、ここでの日米野球は、読売新聞社の正力松太郎社長の「アメリカのプロチームを招いて日本のアマチュアチームと試合をさせ、本当の野球とは何かというものを見せたい。」とする思いのもと実現されたものである⁶³⁾。ここには、当時急速に高まる野球熱、特にアマチュア球界では東京六大学人気が高まる一方、学業を疎かにして野球に打ち込む選手の出現など、野球の発展を阻害する悪弊に一石を投じたいとする目論見があったとも言える。1回目の来日の際には、全日本選抜軍として4試合を戦ったほか、大学や実業団の単独チームなどが試合に加わりながら全17試合を行ったが（17戦全敗）⁶⁴⁾、野球統制令発令後となる2回目は、「全日本軍」を結成し全16試合を戦った（16戦全敗）⁶⁵⁾。

その背景には、野球統制令の「試合褒章等ニ関スル特殊事項」における「學校選手ハ職業選手ト試合ヲ行フヲ得ザルコト」との条項により、現役の大学球界および中等球界からの選手召集が適わなかったことがある。例えば、京都商の沢村栄治および旭川中のピクトル・スタルヒンにおいては学校を中退の上、チームに合流している⁶⁶⁾。

なお、この2回目の来日に合わせて結成された全日本軍は、アメリカチーム帰国後に一旦解散の上、再度このメンバーを中心とした「大日本東京野球倶楽部」として再編成される。これが、後の「東京巨人軍」、現在の「読売巨人軍（ジャイアンツ）」となる。この「大日本東京野球倶楽部」は、1934（昭和9）年12月26日に発足し、年明けとなる1935（昭和10）年1月には静岡県・草薙球場で合同練習を実施、翌月渡米の後3か月半で110試合を戦い、帰国後は青森から熊本まで国内を縦断する中、各地で実業団チームと対戦しつつ、職業野球チームの創設を呼びかけた⁶⁷⁾。その結果、1935（昭和10）年末から新春にかけ、「大阪タイガース」、「名古屋軍」、「東京セネターズ」、「阪急」、「大東京」、「名古屋金鯱」の6チームが新たに誕生し、1936（昭和11）年2月5日、7球団による「日本職業野球連盟」の結成に至る⁶⁸⁾。

こうしたプロ野球台頭に対し、飛田穂洲は1936（昭和11）年3月18日より大阪朝日新聞上にて「興行野球と学生野球」と題した論文を4回連載し、そこで職業野球は「二流の選手を金でかき集めた」ものであり、興行本位、物質本位の「見せ物式野球」であると激しい批判を加えた。一方で、大日本東京野球倶楽部総監督を務め、プロ野球設立に尽力した読売新聞運動部長でもある市岡忠男は、同年3月28・29日に「球界の暴論を駁す」という論文を連載のうえ、巨人軍が「大和魂を打込む独特の日本式野球」であり、職業野球団こそ『躍進帝國』の使命を担ふ」ものであると反論した。

飛田穂洲は、早稲田大学野球部の初代監督を務め、精神論を前面に押し出す「一高野球」を受け継いだ人物であるとされている⁶⁹⁾。その飛田は、野球統制令が出された際、野球統制臨時委員として野球統制令の策定に参加しているが、この背景には学生野球の浄化を何よりも重視していたことがあるとも言われている⁷⁰⁾。このように、飛田が学生野球における「精神論」の対極に職業野球を見て非難を加える一方で、そうした飛田の後を継ぎ、早稲田大学の二代目監督を務めた市岡は、学生野球の「実状」を憂いていたがゆえ職業野球を設立させた。こうした二人が当時の職業野球についての考えを対立させながらも、両者とも「武士道」「大和魂」などの精神論を軸とした野球観そのものは同じであり、「日本式野球」を擁護している点は興味深い。

なお、野球統制令は、「今我々が取扱はふとして居る問題は、總ての『野球』といふ問題ではなく、實に『学生の野球』といふ問題なのであります。」⁷¹⁾とあるように、プロ野球やクラブチームなどは、その対象ではなかった。

また、大日本東京野球倶楽部が年末にプロ宣言し、年明け2月に渡米する際、新たに2名の学生が合流することが発表された。しかし、この選手たちが卒業前であることを理由に、文部省側は「渡米は入場料徴収試合の準備行為に当たり、卒業は認めない」との見解を示す。一方で、野球以外の種目において、例えばボクシングのピストン堀口は早稲田大学の現役学生、その他、学生の相撲取りや歌舞伎俳優などがいた時代に、こうした文部省の見解は、結果的に野球だけを厳しく取り締まったものだと解釈できる⁷²⁾。

5. 戦争における中断

1937（昭和12）年12月16日、「国民精神総動員ニ際シ体育運動ノ実施ニ関スル件」の通牒が発せられる。ここでは、「現下ノ重大ナル時局」において、国民精神総動員の趣旨に則り「益々体育運動ノ奨励」を図ることが示されるなか、精神訓練、団体訓練、国民意識の高揚に重点をおいた⁷³⁾。当時の日本を取り巻く情勢は、同年7月に盧溝橋事件が起き、日中戦争へと発展した時期でもあり、例えば中等野球においては、翌1938（昭和13）年の第24回優勝大会の開会式にて、「われらは武士道の精神に則り正々堂々と試合せんことを期す…」とする選手宣誓を、一句一句シュプレヒコール様式にて整列した選手全員で唱和され、愛国行進曲がスタンドを含めた大合唱で歌われた⁷⁴⁾。こうした国民精神の教化を目指す運動が高まるなか、アメリカから伝わってきた野球は「敵性スポーツ」として、対米・対英関係の悪化を背景とする国粹主義的な見地からも徐々に批判が強まっていく⁷⁵⁾。

1941（昭和16）年、第18回全国選抜中等学校野球大会が甲子園で開催され、続く第27回の夏の全国中等学校優勝野球大会においても例年通り開催される旨、6月4日付朝日新聞社告にて発表されていた⁷⁶⁾。地方での予選も開催されていたなか、7月に「情勢ノ推移ニ伴フ帝国内策要綱」が決定され、不要不急の旅行や移動を禁止する通牒が発表されたことから、突如、優

勝大会は中止に追い込まれた⁷⁷⁾。また、1月に制定されていた「新聞紙等掲載制限令」により、諜報上、全国的に交通制限を実施する内容等の新聞報道が禁止であったため、朝日新聞社は紙上ではなく各地方中等野球連盟に書面にて中止を連絡した⁷⁸⁾。そして、この夏の大会の中止が、結果的に終戦に至るまでの期間における甲子園野球の中断となる。

1943（昭和18）年、文部省体育局より「戦時学徒体育訓練実施要綱」（発体59号、昭和18年3月29日）が発表される。ここでは、当時の状況を「大東亜戦争ハ正ニ決戦段階ニ入レリ」とし、それにより「青年学徒ノ体育訓練ハ必然平時ノ夫ト同ジカルベキニ非ズ」とした。そして基本方針を、「戦力増強、聖戦目的完遂」を目標とし、「強靱ナル体力ト不撓ノ精神カトノ育成」に努めること、また男子学生においては、卒業後において「ソノスベテガ直チニ将兵トシテ戦場ニ赴ク」ことを想定のうち、「必要ナル資質ノ練磨育成ニ努ムル」ことを求められ、野球はここでの「戦技訓練」「基礎訓練」「特技訓練」からなる項目から外されることとなった⁷⁹⁾。

こうしたなか、先の野球統制令において、中等学校における「全国的優勝大会」および「全国的選抜大会」は「文部省公認」とされていた一方⁸⁰⁾、大学・高等専門学校での「全国的大会、地方的大会若ハ聯盟試合」を開催するには「文部省ニ報告シ其ノ公認」が必要とされており⁸¹⁾、翌月4月7日に文部省より東京大学野球連盟に対し連盟解散の覚書が通達されたことで、同月28日の理事会にて解散を決定された⁸²⁾。

都市対抗野球においても、中等野球と同様に1941（昭和16）年の夏の各地の予選を終えた後にその年の中止が決まった。翌1942（昭和17）年4月18日、東京に初めて空襲が襲い、昨年に続き開催が危ぶまれたが、国民精神振興の見地から無事大会は再開されたものの、翌年以降は戦後の再開まで中断となった⁸³⁾。

次々とアマチュア野球が中断となるなか、プロ野球においては、戦闘帽をかぶり、ユニフォームを国防色に、そして野球用語に日本語を用いるなどし、何とか生き延びようと努力した⁸⁴⁾。その後も、例えば巨人は全選手を東京芝浦電気の府中車両工場に転入し徴用を逃れさせ、日本野球連盟も名称を日本野球連盟から日本野球報国会に改称、選手を「軍需要員」として軍事生産に従事させることを決定し、収益の一部を国防費として献納するなどして継続を目指すも、1944（昭和19）年6月17日には東西対抗戦が空襲で中止、また戦局の悪化に伴い応召する選手が続出するなか、単独チームでの編成ができなくなるなどし、ついに11月13日一時休止の声明を発表した⁸⁵⁾。

6. 戦後の野球復活

戦後の食糧難、衣料難、交通難、資材難などのなか、野球においては戦後程なく再開への道を歩み始め、記録に残っている最初の試合としては、終戦翌月となる9月30日、北海道にて札幌鉄道対札幌倶楽部の試合が行われている。また、10月には東京六大学OB戦が、翌11月に

はプロ野球の東西戦がそれぞれ神宮球場で行われ、年が明けた1946（昭和21）年1月には、選手の減少から連合チームでの試合にまで追い込まれていたプロ野球が単独チームにて試合を再開、中等野球における試合も開催され、2月には組織的な初の大会として「中等野球大会」が開催された。その後は、プロ野球リーグ戦、東京六大学がそれぞれ4月、5月に開幕し、8月3日には都市対抗野球が、そして終戦からちょうど1年となる8月15日、参加校745校の代表19校が集った「全国中等学校優勝野球大会」が開幕した⁸⁶⁾。

こうした相次ぐ野球再開の流れのなか、1945（昭和20）年11月6日の朝日新聞にて「スポーツを民間に返せ」と題する社説が掲載される。ここでは、「スポーツの純粋性を圧殺して、これを戦技化してしまった」その大元が文部省と厚生省であり、それらによる大日本体育会および学徒体育振興会においては、それぞれがスポーツ統制における覇権を握らんがごとく歩調を合わせることなく別々の行動を執ったことにより「スポーツ界を帰趨に迷はしめ」たとしている。そしてたとえ今後、体育行政が文部省へ一元化されたとしても、「上から統制する気持ち」が抜け切らなければ、スポーツが「真の姿」に還ることはないことから、今後においては、従来のように「ある種の宣伝に利用」され「興行化」したり、「アマチュアと職業とも混同」したりした旧弊を排して、「アマチュア精神の尊厳を死守顕揚」しなければならないとしている。この社説は、日本学生野球協会史の中でも原文のまま取り上げられ、「戦争末期のころからのスポーツ界の実状」をよく写し出したものとし、「終戦直後、スポーツ界に感激をもって迎えられた」論調だと評価している⁸⁷⁾。

終戦に伴い、CIE（GHQ 民間情報教育局／Civil Information and Educational Section）を中心として、戦時体制下にあった体育・スポーツ政策の根本的見直しが進められる。そこで大日本体育会や大日本学徒体育振興会は独裁的な組織として糾弾され、各競技団体や大学リーグの再建、復活を奨励すると共に、これらスポーツ組織と文部省との関係見直しの必要性も示された。尚、CIEは、こうしたスポーツ組織の戦時体制の解体のみならず、日本のスポーツの民主化や大衆化にまで踏み込んだ改革を進める見通しを持っていたが、全てを民間の競技団体や生徒の自発性に任せた場合、かつて悪しき結びつきとされた勝利至上主義、商業主義などとの関係が再燃することに対する懸念も持っており、野球においても、規則の改定、入場料収入の問題など、具体的な問題点を指摘していた⁸⁸⁾。また前出飛田も、戦後の学生野球における復活の際の自治に関し、朝日新聞紙上にて「日本野球道の再建」として意見を述べ、あくまで戦前の学生野球の弊害に対する反省と今後の防止が不可欠であるとの考えを示している⁸⁹⁾。

当初、文部省は戦後においても「野球統制令」の存続の意向を見せた一方、学生野球側の存続の意向に対する反発は根強いものがあつた⁹⁰⁾。元来、学生野球側の問題に対する「自浄」能力の欠如が文部省による統制を生んだ経緯から、当然、学生野球側においてもその統制を解くについては「責任」が付随する。そして最終的には、学生野球における関係当局による「教育責任」のもと、学生野球が健全に施行されることが「保障される」ことを条件として、統制令廃

止へと向かう⁹¹⁾。

その第一歩が、日本で最初の全国的な学生野球組織、「学生野球指導委員会」の結成である⁹²⁾。その後、1946（昭和 21）年 12 月 21 日、日本学生野球協会の設立を宣言し、そこでのルールとなる「学生野球基準要綱（以下基準要綱）」が成立したことにより、翌 1947（昭和 22）年 5 月 21 日、文部省は訓令第六号を発し野球統制令を廃止し、事実上、学生野球が国家統制を離れることとなった⁹³⁾。その後、「基準要綱」は CIE により中等野球に関して「興行化」「プロ化」「商業主義化」を強く規制する内容にて修正を加えられつつ⁹⁴⁾、それを基に 1950（昭和 25）年 1 月 22 日、「学生野球憲章」が成立した⁹⁵⁾。

ここで、学生野球界から批判も多かった野球統制令ではあるが、ここではプロ野球選手が学生をコーチすることまでは禁じていなかった。一方で、この新しい「基準要綱」においては、「職業野球選手」に加え、「職業野球選手だったもの」との試合やコーチを受けることまで禁止し⁹⁶⁾、さらに「学生野球憲章」においては、人物の範囲を「職業野球の練習に関与したもの」まで広げ、禁止行為の適応範囲を、試合、コーチの他、「練習や審判」にまで拡大している⁹⁷⁾。

一方で、もう一つのアマチュア野球である社会人野球においては、1948（昭和 23）年に、米野球協会（以下 NBC/National baseball congress）より日本選手権大会と正式に認められ、国際試合への第一歩を踏み出した⁹⁸⁾。

こうした流れを受け、1949（昭和 24）年 2 月 16 日、現在の日本野球連盟の前身となる日本社会人野球協会が設立され、発足と同時に NBC に加盟する。そしてここでは、GHQ よりプロ野球と明確に区別することを求められ、「会員は社会人で、野球以外の職業につき、趣味として野球を行う者。職業野球（プロ）と試合をした場合は会員資格を抹消する」などの条件を定めた⁹⁹⁾。

こうして社会人野球が、世界の一部としての位置づけへと移行したのに対し、学生野球は、独自のカテゴリーを形成していった。

7. アマチュア野球連盟とオリンピック

社会人野球協会は、発足と同時に NBC に加盟していたことから、1950（昭和 25）年 9 月アメリカの NBC 優勝チームが来日し、その年の都市対抗優勝チーム、全鐘紡との間でチャンピオンシリーズを行った。そして、日本チームの 1 勝 4 敗で終えたこの選手権を契機に、世界選手権大会の開催へと進み始める¹⁰⁰⁾。

まず、1954（昭和 29）年 5 月、フィリピンのマニラで、「アジア野球連盟」が結成され、12 月には同じくマニラで第一回アジア野球大会の開催が決定した¹⁰¹⁾。それに伴い、日本国内においても、同大会への出場に際する日本代表の編成および窓口が必要となったことから、日本学生野球協会と日本社会人野球協会による「日本アマチュア野球協会」が 9 月に誕生した¹⁰²⁾。

そして1964(昭和39)年に開催された東京オリンピックでは野球が公開競技として実施され、同時にアメリカ、イタリア、フィリピン、韓国、台湾の代表を招き、世界のアマチュア野球の諸問題について協議を行うなか、今後におけるオリンピック正式競技としての働きかけと、2年後となる1966(昭和41)年にハワイにて第一回世界アマチュア野球選手権大会を開催することなどを確認した¹⁰³⁾。

しかしながら、1966(昭和41)年9月、学生側が日本アマチュア野球協会から突如脱退してしまう。理由は、事前に開かれたハワイでの会合の席で、社会人チームの参加および、世界アマチュア野球連盟への加盟調印を、社会人側が独断で行ったからといわれている¹⁰⁴⁾。元来、日本アマチュア野球協会は、学生野球側と社会人野球側双方から役員を出し合って設立したものであるが、両者の上部機構ではなく、あくまで国内にアマチュアを標榜する野球団体が複数存在していることによる、「便宜上」のものでしかなかったにも関わらず、社会人側が「上部機構」の如く行動をとったと判断した学生側が脱退へと動いたのである¹⁰⁵⁾。一方で、この時点ですでに翌年には東京で第7回目となるアジア野球選手権大会の開催が決まっており、アマチュア野球界の再結成が急がれるなか、結局、1967(昭和42)年、新たに「日本アマチュア野球国際委員会」が発足することで事態は落ち着いた¹⁰⁶⁾。

その後1984(昭和59)年のロサンゼルスオリンピックでは、8か国を集めた野球が公開競技にて開催され、8日間で35万人以上の観客を集め、これを契機に1992(平成4)年にバルセロナで開催されるオリンピックから野球が正式種目になることが決まった¹⁰⁷⁾。

ここで、オリンピック出場のためには、その国のオリンピック委員会に加盟(日本におけるJOC)するか承認された団体であり、かつ、その競技の国際競技連盟から承認される必要があった¹⁰⁸⁾。当初、JOCは日本体育協会の中の一つの委員であり、これに加盟、もしくはそこから承認を得るためには、事実上、日本体育協会への加盟が必要となる¹⁰⁹⁾。以前、社会人側より、「日本アマチュア野球協会」を設立の上、日本体育協会に加盟し、条件を整える案が学生側に出されたが、共同歩調が整わなかったことから、1983(昭和58)年、まず社会人側が単独で加盟を申請した。しかしここでは、日本体育協会の加盟条件としての「そのスポーツ唯一の全国統括団体」であるという要件が満たされていないことから承認は受けられず、継続審議扱いとなる¹¹⁰⁾。一方で、社会人野球側は日本体育協会と継続的に協議を行い、「広くスポーツを普及させる」という、日本体育協会側の目的に沿うかたちで規約を改正し、一般学生、定時制高校に対して門戸を開くと共に、1984(昭和59)年1月24日には、これまでの「日本社会人野球協会」から「日本野球連盟」へと名称を替えて二度目の申請を行った¹¹¹⁾。

そして、野球が広く国民に普及していること、五輪参加への道をスムーズにすることを優先すること、IF(国際競技連盟)にあたるIBA(国際野球連盟)に加盟し、主体となってロス五輪に選手団を送った実績を評価したことなどの理由により、1987(昭和62)年6月25日、野球における全国組織として初めて日本体育協会への加盟が認められた¹¹²⁾。

その後、JOC は、1989（平成元）年、8月7日、文部大臣より財団法人設立の認可を受け、1991（平成3）年3月31日、日本体育協会の加盟団体から脱退、4月1日より、特定公益増進法人として認可された¹¹³⁾。そして、こうした JOC の体育協会からの脱退の動きを受け、学生野球側との交渉が前進し、1990（平成2）年6月20日、学生・社会人の合同で、「全日本アマチュア野球連盟」が組織された¹¹⁴⁾。このように、最終的には全日本アマチュア野球連盟が、日本野球連盟と日本学生野球連盟が構成している代表組織である一方、両連盟の上部組織ではないという歪な形の組織として発足したのである。

尚、こうした学生野球側の体育協会に対する姿勢には、野球統制令により制約を受けてきた「歴史的背景」に加えて、戦前に解散し、戦後いち早く新体制である（民主主義）に準拠して制定された新しい規約に則り発足した学生野球協会と、決定的で不可避な新体制への移行を多くの競技団体を包括しているため旧組織を引き継ぎつつ、漸進的に新体制への転身を図らざるをえなかった体育協会との体質の相違があったことを学生野球側はあげている¹¹⁵⁾。

8. もうひとつのプロ野球

上記において、現在の日本のプロ野球の始まりを大日本東京野球倶楽部とした。ただ、それ以前の1921（大正10）年に、日本運動協会（商号：合資会社日本運動協会）という「野球を専業とする」チームが設立されている。これは、ファンの入場料で運営をしていくという当時としては画期的なもので、後の1923（大正12）年に起きた関東大震災により専用グラウンドが長期にわたり徴発され、利用できなくなったことから活動再開を断念したが、その後、阪神急行電鉄が協会を引き取り、宝塚運動協会として再結成された。しかしながら、昭和金融恐慌などの不況による影響や、他に続くプロ野球球団も現れなかったことから、1929（昭和4）年7月31日に解散¹¹⁶⁾。大日本東京野球倶楽部が結成される5年前のことである。

この日本運動協会の設立に際し、その中心的存在でもあった河野安通志は、「野球の益々盛になる事は吾人の最も喜ぶところであります、此盛なる機運に乗じて職業野球團を作らざれば学生の野球のみ盛となり遂に日本の野球は變体となりはせぬか。」¹¹⁷⁾と述べている。同じく設立に大きな力を貸した押川清が、「いまの学生野球は学生のくせに学問を軽視し、スター気取りで、学校の宣伝の具に墮している。われわれは立派なプロ野球をつくって学生野球を浄化しなければならない。いまに必ずプロ野球の時代がくる。」¹¹⁸⁾と、協会の選手たちに話していたとされているように、当時における学生野球の腐敗が設立における根底にあった。

生涯、プロ野球を否定し続けたとされる飛田穂洲も、この協会においては自身が日本のプロ野球には門外漢ではあるとした上で、「無論当時のプロ野球は学生野球に対して齒も立たなかったけれども、押川、河野には大きな理想があった。（中略）兎に角日本のプロ野球を飽くまで健全に有意義な存在として、日本の野球界に活歩せしめようとした高遠な理想の下に、これを育

成しようとした意図は疑ふべくもない。」¹¹⁹⁾と、その設立における理念などを評価している。

尚、このチームは、午前中は合宿所の二階にて「簿記」「英語」などの勉強に励み、練習は午後だけ行っていた。ここには、「学歴はなくても、将来、大学選手と対等に口をきけるだけの学力、社会常識を身につけなければ、プロ野球を世間に認めさせることは出来ない…(中略)…簿記などは、いつか年をとって野球が出来なくなった時に役に立つように…」¹²⁰⁾との配慮があった。

このほか、日常生活におけるしつけ、礼儀作法に関しても「やかましく」指導され、飲酒に関しては、採用時に誓約書を提出の上「厳禁」、たばこに関しても、当初一人だけ吸う者がいたが、間もなく自発的にやめたとも言われている¹²¹⁾。

統制令の発令される数年前、当時の学生野球における弊害に相對するものとして生まれたこのチームが、上記のように勉強に励み、厳格な日常生活を敷いたことから、当時の六大学における選手が、その対極に近い状況として問題であったことが想像できよう。また、この後の大日本東京野球倶楽部設立のきっかけともなった、日米野球開催にて「本当の野球」を見せることで、当時の学生野球を取り巻く風潮に一石を投げようとしたこととも合わせ、共に学生野球内部から「自浄」することに困難さを感じ、プロ野球を通じてそれらを本来の姿へ導こうとした点は興味深い。

9. まとめ

笹川スポーツ財団が2010年に行った調査によると、全体として最も多くテレビ観戦された種目は「プロ野球」であり、次いで「フィギュアスケート」、そして「高校野球」であった。これを男性に限定した場合、「プロ野球」次いで「高校野球」となっている¹²²⁾。日本で最高峰の技術を誇るプロ野球に次いで、大学野球でも、そして社会人野球でもない「高校野球」が、こうして高い人気を得ていることには、そこに大きな魅力があるからだとも考えられる。

川口によれば、同じ野球中継でも、甲子園野球とプロ野球中継視聴の充足にはかなりに違いがあり、プロ野球は「逃避・カタルシス」、甲子園野球では「好感・共感」というそれぞれ独自の充足様式があることを述べている¹²³⁾。また、野球中継の最も基本的な充足様式は「戦術・技術」によって説明できたが、高校野球における甲子園野球中継において「戦術・技術」的な充足はプロ野球中継程強くないとし、甲子園野球ではその「技術レベルの高さ」を視聴の要因とはしていないことも示している¹²⁴⁾。

このように、多くの人を引き付ける魅力を持ち合わせている高校野球について小倉は、「長い歴史のなかで、高校野球は学校の宣伝、新聞社の販売拡張そして日本社会のパターン維持にあまりにも傾斜しすぎてきた。」¹²⁵⁾と述べている。また沢田は、「マスコミをつくる側に公共性を優先するという倫理はあっても、基本的には営利企業である以上、それを利用する企業や組織、

機関とある程度の関連を保ちながら、情報を商品として自分の企業としての安定的な利潤を追求していくことから解放はされない。」¹²⁶⁾としたうえで、歴史的に見た上でも「新聞社によって高校野球が教育の一環という名のもとで、新聞社の営業という経済理論に利用された。」¹²⁷⁾とし、実際にプレーをする生徒とは離れた場所の人間が、高校野球そのものを「操作」してきた可能性を示唆している。

他方、高校野球連盟の佐伯達夫は、飛田穂洲との対談にて、その数は多くはないとしたうえで、「学校の部長とか監督がなにかプロのスカウトの延長のようなことをやるとかいううわさもあるが、これは非常に考えなければならない。」「野球学校化することは、よほど考えなければいけない。」との考えを述べ¹²⁸⁾、さらに後の「佐伯通達」では、プロ野球が強くなるために、選手を物色し、そしてまた彼らが野球で身を立てようというのであれば、その「月給」や「支度金」がいくらであろうと、他人が口を入れる筋合いではなく、むしろ、こうしたことがしっかりとしたルールの上で行われるなら、「私立大学に無試験で入学するよりはよほどまし。」¹²⁹⁾であると述べた。また同じく佐伯は、各地で高校野球に関する不祥事が相次いで起こっている事態に関しては、それらを「まったく由々しい問題」としたうえで、「事件が起こるのは指導者に欠陥があるからだ。指導者の考えがしっかりしていればトラブルは起きないはず。」¹³⁰⁾とし、他にも「いかにプロ球団が間違った方法をとられても、高校野球選手や、その関係者が立派であれば決して世間から批判されるような結果は生じないはずだ。それがとんでもない誘惑にかかって世間からとやかくいわれることは、プロ球団が悪いというよりもむしろ、われわれの方が立派でないということにもなる。この点お互いに高校野球関係者として大いに反省すべきだ。」¹³¹⁾と述べている。

ここに、野球統制令が発令されるに至ったところから今なお変わらぬ、学生野球の持つ「危うさ」が読み取れる。これらに対し、文部省、そして CIE は、運営における「システム」からそれらにアプローチしてきた一方、学生野球側は、選手を含むそれら関係者の「考え方」や「精神論」など、「内面」からアプローチしている。

戦後、学生野球側は、国からの縛りを極力避ける形で、独自の運営を貫いてきた。そこには、同じく教育機関に属している学生や生徒を対象とした、全国専門学校野球連盟（硬式の部・軟式の部）、全日本大学軟式野球協会（全日本大学軟式野球連盟・全日本大学準硬式野球連盟）、中体連軟式野球競技部、各都道府県軟式野球連盟などが、戦後間もなく体協へ加盟、平成元年にも JOC に加盟している全日本軟式野球連盟の傘下にあることとは一線を画した、強い意思表示が見られるとも言えよう¹³²⁾。

長きにわたり日本の野球の人気をけん引してきた大学野球は、戦争による空白期間や戦後のプロ野球の急速な人気の興隆もあり、現在の人気は戦前のそれに遠く及ばない。そうしたなか、学生野球としての甲子園の持つ社会的影響力は大きく、また年齢的にも大学野球よりも若年となるゆえ、戦後統制令を廃止するに至る際の「教育的責任」を「保障」とした条件を再確

認の上、これを厳密に施行する必要があるだろう。学生野球側は、自ら統制令での反省点を踏まえた上で、学生野球の「永遠の生命」は、学生野球が教育の本義に則り学生スポーツの精神を発揮することを、「不可欠の要件」であると述べている¹³³⁾。一方で、戦後なお指摘されている問題点を鑑みるにつけ、高校野球のみならず、大学野球と合わせ、選手個人への教育の重要性は勿論、それを請け負う指導者、学校側の責任はより大きいと言えよう。

<注>

- 1) Geoffrey C.Ward and Ken Burns 『BASEBALL: An Illustrated History』、Knopf Doubleday Publishing Group、1994年、4-5頁。および佐伯泰樹『ベースボール創世記』新潮社、1998年、70-71頁。
- 2) 佐山和夫『日本野球はなぜベースボールを超えたのか「フェアネス」と「武士道」』、彩流社、2007年、34-35頁。
- 3) 同上『BASEBALL』、20頁より。それまで、個人的に報酬を得ながら野球を行っていた者はいるが、チームとして報酬を得ているものが全員であるのはこのチームが初めてである。
- 4) 前掲『ベースボール創世記』219頁。
- 5) 財団法人日本学生野球協会編『日本学生野球協会史』、1984年、75頁。
- 6) 国民新聞社運動部『日本野球史』ミュージアム図書、2000年、6-7頁。
- 7) 前掲『日本学生野球協会史』、81頁。また同じく前掲『日本野球はなぜベースボールを超えたのか』、70頁など。
- 8) 同上『日本学生野球協会史』、81頁。また前掲『日本野球史』、9-11頁では、ユニフォーム以外にも、剣道の面を改造するキャッチャー道具（マスク）に関する記述もある。他にも、同じく前掲『日本野球はなぜベースボールを超えたのか』71頁においては、当時平岡が交流のあったアルバート・スボルディング（Albert Goodwill Spalding）より、ボール、バット、グラブ、ミット、ベース、ネットなどの野球道一式および、ルールブックが送付されてきたとしている。
- 9) 前掲『学生野球協会史』81頁。
- 10) 第一高等学校校友会『校友会雑誌 號外 野球部史附規則』、1895年、7頁。また前掲『日本学生野球協会史』、81頁。
- 11) 朝日新聞社編『野球年鑑』1916年52頁。ここでは、日本国内における大正5年当時までの野球の発展の流れを、(1)混沌時代（明治6年より16年間）、(2)一高時代（明治21より17年間）、(3)早慶時代（明治36年より今日）に分類している。
- 12) 文部省編『学制百年史』（記述編）、1972年、帝国地方行政学会、222-223頁。
- 13) 同上『学制百年史』（記述編）224頁。
- 14) 前掲『日本学生野球協会史』81頁。
- 15) 一高自治寮立寮百年委員会『第一高等学校自治寮六十年史年表』、1994年、一高同窓会、17頁。
- 16) ホイジंगा『ホモ・ルーデンス』（訳／高橋英夫）、中央公論社、1973年、29-35頁。
- 17) 前掲『校友会雑誌』12-13頁。
- 18) 神立春樹「明治三十六年度全国高等学校入学試験状況—旧々山口高等学校の進退窮まれるをみる—」、『岡山大学経済学会雑誌』27巻1号、1995年6月、岡山大学、132頁。ここでは1903（明治36）年における、高等学校入試で実施された全校共通試験での各学校の入試状況の比較を行い、すべての部類において一高の合格最低点が他の7校を上回り、かつ志願者倍率が最高を記録していたことを示した。
- 19) 有山輝雄『甲子園野球と日本人—メディアのつくったイベント』、1997年、吉川弘文館、22-24頁。
- 20) 同上『甲子園野球と日本人』、26-29頁。
- 21) 前掲『校友会雑誌』、10頁。
- 22) 同上『校友会雑誌』、15頁。
- 23) 中村哲也「明治後期における『一高野球』像の再検討：一高内外の教育をめぐる状況に着目して」、『一橋大学スポーツ研究28』、2009年、29頁。
- 24) 「横浜遠征記事」、第一高等学校校友会編『校友会雑誌』、復刻版2006年、近代日本文学館編、DVD-ROM版、58号附録、1896年6月、4頁。

- 25) 前掲「明治後期における『一高野球』象の再検討」、32頁。また、同じく前掲『甲子園野球と日本人』、33頁にて、一高野球部のチーム力の低下は、エリートの国家主義への批判、個の自覚、個人の内面への沈潜への傾向の強まりなどによる一高生の意識の変化を挙げつつも、直接的な原因としては「選手の技量の低下、他校の相対的力量的向上」と述べている。
- 26) 同上「明治後期における『一高野球』象の再検討」、33頁。尚、前掲『日本学生野球協会史』82頁、早稲田、慶応の台頭の部分において、「一高の全盛時代は明治36年で終わりをつける」とある。しかしながらここでも、明治37年に早稲田が一高を破ったことに加え、「同37年には早稲田と共に一高を破って新時代の幕を開いた。」との記載があることから、本稿においては37年に一高時代が終焉したとした。
- 27) 前掲『日本学生野球協会史』82頁。
- 28) 文部省編『学制百年史』（資料編）、1972年、帝国地方行政学会、489頁。ここでは、明治25年での旧制中学校の学校数が、明治25年には61校であり、10年後の明治35年には236校としている。
- 29) 前掲『日本学生野球協会史』82頁。ここでは、正式の対校試合は明治29年の宇都宮中学（栃木県尋常中学）対水戸中学（茨城県尋常中学）、地方大会としては明治35年の東海五県連合野球大会をあげている。
- 30) 同上『日本学生野球協会史』82頁。
- 31) 同上『日本学生野球協会史』82頁。第一回戦は11月21日、三田綱町のグラウンドで開催され、11対9で慶応義塾が勝利をおさめている。
- 32) 加賀秀雄「わが国における1932年の学生野球の統制について」『北海道大學教育學部紀要』、1988年、4頁。
- 33) 前掲『日本学生野球協会史』82頁。
- 34) 駿台倶楽部『明治大学野球部創部100年史』、2010年、5頁、13頁。
- 35) 庄野義信『六大学野球全集（上巻）』改造社、1931年、146頁、157頁、172頁、180頁。
- 36) ベースボールマガジン社『激動の昭和スポーツ史③高校野球（上）』、1989年、22頁。
- 37) 同上『激動の昭和スポーツ史③』、32頁。
- 38) 山室寛之『野球と戦争』中公新書、2010年11頁。第1回大会では、札幌、仙台、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、呉、門司、福岡、大連（満州）、京城（朝鮮）の計12チームが参加、大連・満鉄倶楽部が優勝した。
- 39) 同上『野球と戦争』12頁。
- 40) 前掲『日本学生野球協会史』84頁。
- 41) 山川建『野球統制の話』太陽印刷、1932年、11頁。
- 42) 野村浩一『野球と教育 70年の思い出』岐阜中学有志記念刊行会、1957年、40-42頁。
- 43) 中村哲也『『野球統制令』と学生野球の自治：1930年代における東京六大学野球を中心に』『一橋大学スポーツ史研究』、2007年、84頁、および中村哲也『学生野球憲章とはなにか—自治から見る日本野球史』、青弓社、2010年、39頁。
- 44) 前掲『野球統制の話』10-11頁、および同じく前掲『学生野憲章とはなにか』、38-40頁。
- 45) 東京朝日新聞「野球施行方法と応援規定可決さる」1932年1月20日付。
- 46) 前掲『野球統制の話』、13頁。また、同じく前掲『学生野球憲章とはなにか』、41頁。
- 47) 前掲『日本学生野球協会史』、84頁。
- 48) 前掲『学生野球憲章とはなにか』39-40頁。また前出『野球統制の話』33-34頁においても、「他から統制を受けるというふ事には感情的な不快が伴ふかも知れませんが、それ等は本訓令の内容を正しく理解されさへすれば必ず直ちに掃蕩される筈でありますから…」と、当時の反発の存在を示す記述がある。
- 49) 文部省訓令四号「野球ノ統制並施行ニ關スル件」（昭和七年三月二十八日）における「三、大學及高等専門学校ノ野球ニ關スル事項」より。
- 50) 飛田徳洲『早稲田大学野球部五十年史』、早稲田大学野球部、1950年、332頁。
- 51) 同上『早稲田大学野球部五十年史』、332頁。
- 52) 山上隆「學生野球論」『野球界』改題『相撲と野球 vol13.No10』、1943年、74頁。
- 53) 前掲『早稲田大学野球部五十年史』332-333頁。
- 54) 同上『早稲田大学野球部五十年史』333頁。
- 55) 小島六郎「六大學リーグ改造劇の真相」『野球界』vol22.No9（臨増）、1932年、82-84頁。
- 56) 同上「六大學リーグ改造劇の真相」『野球界』82頁。

- 57) 前掲『早稲田大学野球部五十年史』、332頁。
- 58) 前掲「六大学リーグ改造劇の真相」『野球界』85頁。および、駿台倶楽部『明治大学野球部史第二巻』、1986年、406頁。
- 59) 三原修『私の野球生活』東亜出版社、1947年、80頁。
- 60) 前掲「六大学リーグ改造劇の真相」『野球界』、85頁。また、「六大学野球リーグ 組織改造の声を聴く」『朝日スポーツ』1931年6月15日号、10頁では、針重敬喜や東俊郎、広瀬謙三ら民間スポーツの関係者らも、「学生スポーツである以上は学生が主体でなくてはならない」としている。
- 61) 前掲『甲子園野球と日本人』173頁。
- 62) 前掲『野球と戦争』28-29頁。尚、『日米野球100年—メジャーリーグのすべて』、毎日新聞社、1996年、135頁では、1922(大正11)年来日したチームを「大リーグ選抜」とし、この昭和6年、9年に來日したチームにおいては「スター選手が多数参加した」などとの表現をしている。
- 63) ベースボールマガジン社『プロ野球70年史／歴史編』、2004年、18頁。
- 64) 前掲『日米野球100年メジャーリーグのすべて』、138-139頁。
- 65) 同上『日米野球100年』、140-141頁。
- 66) 前掲『プロ野球70年史』19頁。
- 67) 大日本東京野球倶楽部に関する一連のながれにおいては、同上『プロ野球70年史』20頁を参照。
- 68) 前掲『戦争と野球』162頁。および、同上『プロ野球70年史』22頁。
- 69) 前掲『甲子園野球と日本人』168頁。同じく前掲『日本野球はなぜベースボールを超えたのか』158頁など。
- 70) 前掲『学生野球憲章とはなにか』、48頁。
- 71) 前掲『野球統制の話』、16頁。
- 72) 前掲『戦争と野球』、29-30頁。ここで山室は、こうした文部省の動きに対し、「多くの野球人が、その趣旨に理解を示しながらも、統制令は『運用を間違えた』と指摘するゆえん…」としており、「野球界が学生野球から職業野球に進まんとするときこれに背馳する統制令は当然改廃されねばならぬ。」とする読売新聞の記事(1935年2月13日)を引用している。
- 73) 川島虎雄『日本体育史研究』、1982年、黎明書房、147-148頁。
- 74) 朝日新聞社、日本高等学校野球連盟『全国高等学校野球選手権大会70年史』、朝日新聞社、1989年、194頁。
- 75) 前掲『野球憲章とはなにか』、82頁。および、ベースボールマガジン社『激動の昭和スポーツ史⑥大学野球』、1989年、64頁など。
- 76) 朝日新聞社告1941年6月4日付。ここでは8月13日から8日間、甲子園球場にて行われる旨記されている。
- 77) 久保田高行『改定新版高校野球百年』、時事通信社、1966年、206頁。および、エリ・エヌ・クタコフ『日ソ外交関係史』第2巻「資料」、刀江書院、1967年、8-9頁。
- 78) 同上『改定新版高校野球百年』、207頁。および、内閣印刷局『昭和年間法令全書』第15巻の2、原書房、2001年、29-30頁。
- 79) 川島虎雄『日本体育史研究』、1982年、黎明書房、156-157頁。
- 80) 前掲「野球ノ統制並施行ニ關スル件」における「二、中等學校ノ野球ニ關スル事項」より。
- 81) 同上、「野球ノ統制並施行ニ關スル件」における「三、大學及高等専門学校ノ野球ニ關スル事項」より。
- 82) 前掲『激動の昭和スポーツ史⑥大学野球』、64頁。
- 83) ベースボールマガジン社『激動の昭和スポーツ史⑥社会人野球』、1989年、54頁。および、日本野球連盟・毎日新聞社『都市対抗野球大会60年史』、1990年、60頁。
- 84) 前掲『プロ野球70年史 歴史編』、58頁。
- 85) 1944(昭和19)年の一連の動向に関しては全て同上『プロ野球70年史 歴史編』、2004年、61頁を参照。
- 86) これら戦後の野球復活に関する一連のながれにおいては、前出『野球と戦争』の年表部分250-251頁を参照。
- 87) 前掲『日本学生野球協会史』、101頁。
- 88) 前掲『学生野球憲章とはなにか』、118-119頁。
- 89) 飛田徳洲「日本野球道の再建」『朝日新聞』1945年11月6日付。
- 90) 前掲『学生野球憲章とはなにか』、120頁。

- 91) 同上『学生野球憲章とはなにか』、120-121 頁。および前掲『学生野球協会史』、3 頁。
- 92) 前掲『日本学生野球協会史』、92 頁。
- 93) 同上『日本学生野球協会史』、23 頁。
- 94) 前掲『学生野球憲章等とはなにか』、127-128 頁。
- 95) 前掲『日本学生野球協会史』、115 頁。
- 96) 同上『日本学生野球協会史』の「学生野球基準要項」原文参照。
- 97) 同上『日本学生野球協会史』の「日本学生野球憲章」原文参照。
- 98) 前掲『都市対抗野球大会 60 年史』、82 頁。
- 99) 日本野球連盟 50 年記念誌編集部『日本野球連盟 50 年史[1949-1998]』、日本野球連盟、1999 年、25 頁、58 頁。
- 100) 同上『日本野球連盟 50 年史』24-25 頁
- 101) 同上『日本野球連盟 50 年史』、148 頁。
- 102) 同上『日本野球連盟 50 年史』、148 頁。
- 103) 同上『日本野球連盟 50 年史』、148 頁。
- 104) 同上『日本野球連盟 50 年史』、148 頁。
- 105) 前掲『日本学生野球協会史』、197-198 頁。
- 106) 前掲『日本野球連盟 50 年史』、149 頁。
- 107) 同上『日本野球連盟 50 年史』、149 頁。
- 108) 同上『日本野球連盟 50 年史』、149 頁。
- 109) 日本体育協会・日本オリンピック委員会『日本体育協会・日本オリンピック委員会 100 年史 PART1 / 日本体育協会・日本オリンピック委員会の 100 年』、2012 年、398 頁。
- 110) 前掲『日本野球連盟 50 年史』、128 頁。
- 111) 同上『日本野球連盟 50 年史』、128 頁。
- 112) 前掲『日本野球連盟 50 年史』、136 頁。および、日本体育協会・日本オリンピック委員会『日本オリンピック委員会 100 年史 PART2 加盟団体のあゆみ』、2012 年、7 頁、194 頁。
- 113) 前掲『日本体育協会・日本オリンピック委員会 100 年史 PART1』、399 頁。
- 114) 前掲『日本野球連盟 50 年史』、152 頁。
- 115) 前掲『日本学生野球協会史』122 頁。
- 116) 前掲『プロ野球 70 年史』、18 頁。
- 117) 河野安通志「芝浦時代の思出」『野球界』6 月号、野球界社、1928 年、36 頁。
- 118) 佐野光房『もうひとつのプロ野球 山本栄一郎の数奇な生涯』1986 年、朝日新聞社、34 頁。
- 119) 飛田徳洲『球道半世紀』1951 年、博友社、138-139 頁。
- 120) 前掲『もうひとつのプロ野球』、36 頁。
- 121) 同上『もうひとつのプロ野球』、37 頁。
- 122) 笹川スポーツ財団『スポーツライフ・データ』、2010 年、43 頁。
- 123) 川口晋一「甲子園野球のテレビ中継 プロ野球中継視聴者との比較」『高校野球の社会学』、149 頁。
- 124) 同上「甲子園野球のテレビ中継 プロ野球中継視聴者との比較」『高校野球の社会学』、158 頁。
- 125) 小倉博「甲子園野球と『日本人』の再生産」『高校野球の社会学』、180-181 頁。
- 126) 沢田和明「マニュアル教育としての甲子園」『高校野球の社会学』、1994 年、世界思想社、123 頁。
- 127) 田中励子「甲子園と郷土アイデンティティ」『高校野球の社会学』、1994 年、世界思想社、195 頁。
- 128) 日本高等学校野球連盟『日本高校野球連盟三十年史』、1976 年、101 頁。
- 129) 同上『日本高校野球連盟三十年史』、107 頁。
- 130) 同上『日本高校野球連盟三十年史』、69 頁。
- 131) 同上『日本高校野球連盟三十年史』、100 頁。
- 132) 財団法人日本野球連盟ホームページ (<http://www.jaba.or.jp/index.html>) 日本野球界の団体図を参照。
2013 年 1 月 9 日訪問。および、前掲『日本体育協会・日本オリンピック委員会 100 年史 PART2』、7 頁。
- 133) 前掲『日本学生野球協会史』、10 頁。

主指導教員（篠田邦彦教授）、副指導教員（八坂剛史教授・大庭昌昭准教授）